

環保第1105号

平成16年5月12日

大阪府環境審議会

会長 南 努 様

大阪府知事 太 田 房 江



大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例  
第7条第2項の基準について（諮問）

標記について、別添案のとおり定めることについて、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第7条第3項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 廃自動車認定基準 (案)

以下の項目について、滅失又は破損<sup>※1</sup>等に該当する場合は、それぞれの点数を加算し、その合計点が3点以上の車両を廃自動車とする。

ただし、補助項目のみによる合計点が3点以上であっても、廃自動車としての認定はできないものとする。

### 【最重要項目：各3点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
エンジン		車軸		燃料タンク	
トランスミッション		車枠		ラジエター	

### 【主要項目：各2点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
サスペンション		バッテリー		タイヤまたはホイール	
ハンドル		ブレーキパッド		シフトレバー	
アクセルペダル		ブレーキペダル			
車台番号、ナンバープレートまたは車検切れ <sup>※2</sup>					

### 【補助項目：各1点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
ボンネット		シートベルト		ワイパー	
前照灯		尾灯		方向指示器	
バックミラー		サイドミラー		計器類	
座席		バンパー		ドア	
窓ガラス		場所 <sup>※3</sup>		塗装の汚れやさび等	
車内の著しい汚損 <sup>※4</sup>					

※1 破損とは、外観により当該部品の本来の機能が果たせないと容易に判断できる破損をいう。

※2 車検切れとは、フロントガラスの検査標章(車検シール)などにより判断し、自動車検査証の有効期間を満了している場合をいう。それらが無い場合も該当するものとする。

※3 場所とは、山林・河川敷や廃棄物の不法投棄がある場所など、通常の駐車場所として考えられない場所をいう。

※4 車内の著しい汚損とは、消火器のまき散らしなどによる著しい汚損をいう。

# 廃自動車認定基準(案)の考え方

## 1 認定基準作成の基本的視点

- 廃自動車認定基準は、公正かつ放置自動車の外観の状態等から客観的に判断できるものであること。
- 明確かつ容易に判断できるものであること。
- 迅速に廃自動車と認定できるものであること。

## 2 認定基準の方式

### ○ 点数式

各判断項目に対して、自動車の機能としての重要性などに基づき重み付けした点数を配点し、放置自動車の該当する項目の配点を合計した得点で、廃自動車の認定を行う。

## 3 認定基準における判断項目設定の考え方

- 道路運送車両法(第41条)に基づく保安基準に適合しなければ運行の用に供することが禁止されている部品の滅失破損
- 放置する意思もしくは所有権の放棄が推定される状況
- 道路運送車両法で運行の用に供することが禁じられている車両状況

## 4 判断項目の分類

### ○ 最重要項目分類

- ・ 滅失または破損していると物理的に自動車として走行できない部品であり取付けや交換など容易に修復ができない部品の滅失破損

#### ○ 主要項目分類

- ・ 滅失または破損していると物理的に自動車として走行できない部品であるが、取付けや交換などにより比較的容易に修復ができる部品の滅失破損
- ・ 放置する意思もしくは所有権の放棄が推定される車台番号の削り落とし、または道路運送車両法で運行の用に供することが禁止されているナンバープレートの滅失破損や車検切れの状況

#### ○ 補助項目分類

- ・ 滅失または破損していても物理的に自動車として走行できる部品の滅失破損
- ・ 使用・保管・管理の形跡が認められないと客観的かつ容易に判断できる状況

### 5 廃自動車認定とする点数

- 最重要項目の滅失または破損は、自動車としての運行の用に供することが困難であることから、1個以上の項目が該当する場合に、廃自動車と認定できることとする。
- 主要項目の滅失または破損等は、自動車としての運行の用に供することが困難であるが最重要項目と比較して容易に修復ができる又は自動車の放置の意思が推定されるものであることから、2個以上の主要項目もしくは1個の主要項目と1個以上の補助項目が該当する場合に、廃自動車と認定できることとする。
- なお、補助項目の滅失または破損等は、自動車として走行するうえで大きな支障とならないことから、補助項目のみが3個以上該当しても、廃自動車認定はできないものとする。
- 以上から、項目に該当するときの点数は、最重要項目は1個につき3点、主要項目は1個につき2点、補助項目は1個につき1点とし、合算して3点以上の場合に、廃自動車として認定する点数とする。ただし、補助項目のみによる合計点が3点以上であっても、廃自動車としての認定はできないものとする。